

戸田市自治基本条例推進委員会検討懇談会要綱

平成 27 年 1 月 19 日市長決裁

(設置)

第 1 条 戸田市自治基本条例（平成 26 年条例第 13 条。以下「条例」という。）

第 20 条第 3 項に規定する戸田市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）の在り方について検討するため、戸田市自治基本条例推進委員会検討懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(懇談事項)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進委員会の組織及び運営に関すること。
- (2) 市民、議会及び行政による協働のまちづくりの推進に関すること。
- (3) その他条例の推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 懇談会は、構成員 6 人以内をもって組織する。

2 構成員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員

(座長及び副座長)

第 4 条 懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長は構成員の互選によるものとし、副座長は座長が指名するものとする。

3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、その主宰となる。

2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し会議への出席又は資料の提出を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第 6 条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年1月19日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、(仮称)戸田市自治基本条例推進委員会条例が施行された日の
前日限り、その効力を失う。